

小槻氏の中世

——大夫史の家の継承にみる——

今井 泰子

はじめに

古文书学のテキストを開くと、古文书様式の解説の最初のほうに登場する、公式様文书の太政官符、あるいは、公家様文书の宣旨や官宣旨^①——地下官人の小槻氏といえは、まず、こうした文书の発給にかかわり、署名欄にその名を記していることで、広く目に触れる存在だろう。彼らは、朝廷の文书行政の要であった^②。

しかし、周知のように、彼らの活動の場は、文书行政のみにとどまるものではなかった。律令制にもとづくシステムが立ち行かなくなったことをうけ、朝廷が主催するさまざまな公事の遂行の場においても、太政官弁官局の実務部門の責任者、すなわち左大史の上首である「官務」として、彼らは欠かすことのできない存在であった^③。

小槻氏が占めるこのようなポジションの背景を掘り下げ、「中世国家」の特質と結び付けて論じたのが、佐藤進一氏で

あった。⁽⁴⁾そこから佐藤氏が導き出した「官司請負制」概念は、中世という時代をとらえるうえでも大きな足場とされ、その可否の検討も含め、これまで数多くの研究で言及されてきた。すでに、入門書の用語解説のなかでも取りあげられているけれども、⁽⁵⁾かみくだいてまとめるならばそれは、律令国家の崩壊にともなう朝廷の中央官司における運営方式の変質に着目し、①各官司の指揮命令系統の再編（実務部門の自立化）、②その経費調達のための収益源（官司領）の設定、③官職と収益源との融合（「職」の成立）、④特定氏族による「職」の世襲的請負経営、という動向を抽出し、「中世国家」の第一段階としての王朝国家の特質と位置づけたものであった。

この佐藤氏の「官司請負制」概念の提唱以降、小槻氏に代表される、公卿に昇進することのできない、いわゆる地下官人たちの存在形態は、国家のあり方に直結する問題としてクローズアップされ、今日にいたるまで、様々な側面から考察、検討が進められている。その後進展した、経営体としての家、いわゆる「中世的『家』」の成立の問題ともからみあいながら、家業の継承、⁽⁷⁾官司領の形成や経済的官司の集積、⁽⁸⁾配下にある官人たちの動向、⁽⁹⁾さらには、彼らが支えた朝廷財政などの具体像が⁽¹⁰⁾つぎつぎと明らかにされてきた。

このように、地下官人を切り口に、中世の「国家」にまつわるさまざまなシステムが明らかにされてきたいま、今度は、その成果をふまえつつ、これまで捨象せざるをえなかった個別特殊な側面を精査し、中世という時代に逆照射する作業も必要になってくるのではないだろうか。そうすることで、より立体的な中世像が見えてくるだろう。

本稿では、このような観点に立ち、大夫史の家の継承を軸に、小槻氏にとっての中世とはどのようなものであったのかを考えてみることにしたい。

すでに知られているように、小槻氏は、院政期末にふたつの家筋に分裂し、その家筋から壬生家・大宮家のふたつの家が形成されて併存し、以後、大夫史の上首、すなわち官務職の争奪をくりかえしながら中世末期にいたる。この二家対立の構図は、天文二〇年（一五五二）に、大宮家の当主が周防国山口で落命し、のち、その子息が朝廷社会から離脱したこ

とで解消され、壬生家のみが唯一の官務家として近世を迎えるのだが、その意味で、ふたつの家の併存状態は、小槻氏の
中世を語るうえで、欠かすことのできないファクターであるといえるだろう。本稿では、その発端となる、分裂前夜の小
槻氏内部の状況をみてゆくことにする。

なお、本稿が考察の対象とする、「大夫史の家」は、行論上で明らかになるように、研究上の分析概念として高橋秀樹
氏が提示された「中世的『家』」と対照すると、父子継承という特質が備えられてない⁽¹²⁾。しかし、それも、中世小槻氏の
個別特殊な側面としてとらえ、当該期を生きた小槻隆職が、

——前略——(隆職)たかもと(家)か(弟)い(盛仲)ゑにとり候ひても、こ(故)い(伊賀守祐俊)かのみすけとしハ、こ(子二人)ふたり候しに、ち(嫡子忠兼)やくした、かね申候しをさ
しおきて、おと(の)もりなかに、このつかさ(官)をハゆつり候ひにき、——後略——⁽¹³⁾ (傍線は筆者。)

と記している「いゑ」を、すなわち、隆職にいたるまで官務職をつたえてきたそれを、家としてとらえ、考察してゆくこ
とにする。

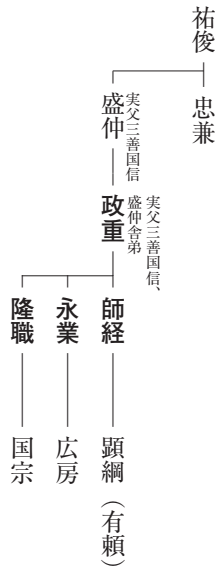
また、本稿が対象とする院政期末から鎌倉時代初期においては、史料をみるかぎり、「官務」の語よりも「大夫史」の
語のほうが多く使用されている。この場合の「大夫史」は、五位に昇進しているにもかかわらず、弁官局を去らずにひと
り例外的に史(左大史)であり続けていることを強調したことばととらえることができ、小槻氏がふたつの家筋にわかれ
る以前のこの時期にかぎっていうならば、弁官局の実務部門の責任者を意味する「官務」の語と同義とみなしてさしつか
えない⁽¹⁴⁾。よって、本稿では、引用史料と対照するさいの煩をさけるため、原則として、「大夫史」の語を使うこととする。

第一章 小槻三兄弟と家の継承

第一節 父政重の起請と二人の子息

考察に入るまえに、人物についておさえておくことにしよう。本章では、つぎにあげる小槻氏略系図⁽¹⁵⁾のうち、ゴシツク体でしめた小槻政重と、師経・永業・隆職の三人の子息を軸に、大夫史の家の継承について考察をすすめてゆく⁽¹⁶⁾。

【小槻氏略系図1】



それではまず、三兄弟の父政重から、師経への代替わりからみてゆくことにしよう。

大夫史政重宿祿卒、行年五十有二、忠直兼備、天命不_レ長、伯夷以_レ仁飢之類是也、識者以為、近者大變頻見、政重夭亡之兆矣、政重即世、官中可_二衰凌_一之故也、

右の史料は、小槻政重が没した、康治三年（一一四四）三月一七日の『台記』の記事である⁽¹⁷⁾。地下官人の政治的浮沈に

ついで語る史料はあまり見受けられないが、主君を諫めて決別し、自ら餓死することを選んだ賢人伯夷の故事に、その死をなぞらえており、当時、政重が何らかの微妙な立場におかれていたことを匂わせている。そして、「政重の死は、官中が衰退せんとしているためである」と結んでいる。実際のところ、「官中」は、時代の変化に寄り添いながら明治維新まで存続し、記主の藤原頼長は、その後の保元の乱で敗死するという皮肉な結末となるわけだが、それはさておき、政重の死が、官中にとつての危機ととらえられていたことは注目される。

では、その危機とは、具体的にどのようなものだったのだろうか。これについては、すでに橋本義彦氏もふれておられるが、⁽¹⁹⁾長男の師経が、大夫史たるには「頗不_レ堪_二其器_一」人物だった⁽²⁰⁾ということがあげられる。この事態にたいしては、長男師経を大夫史とし、次男の永業に師経を補佐させるという措置がとられている。⁽²¹⁾次男永業は、前年に大舍人允の官職を得ており、⁽²²⁾父政重が没するひと月まえの二月一七日には右少史に任ぜられて、外記局の清原重憲のもとにまで異例の初参を行っているから、この措置には、存命中の政重の意向が反映されるととらえることができる。

このように、後継者となる人物の持つ器量ではなく、兄弟の序列を重視して行われた代替わりであったが、次男永業に大夫史の職務を補佐させることが、のちに兄弟間の争いへと発展することを危惧したのであるか、政重は、その死に際し、起請を書きおいたとされている。⁽²⁴⁾現物は、残念ながら残されていないが、その内容は、後年の史料によって、「於_二官文書_一者、子孫之中、継_レ家奉公之者、進_二退之_一、敢不_レ可_二失墜_一」⁽²⁵⁾というものであったことがわかる。家を継いで大夫史として出仕することと、大夫史の職務遂行に不可欠の官文書を進退することとがけっして分かれたることのないように、との戒めは、裏を返せば、長男師経を家の後継者である大夫史とするいっぽうで、次男永業が文書の進退にかかわる部分を担うことになったことを物語っているといえるだろう。それでは、この事態が、その後、どのように展開してゆくのだろうか。節をあらためてみてゆくことにしよう。

第二節 師経から永業へ

師経は、永業のサポートのおかげもあってか、残存する史料をみるかぎりでは、大夫史としての職務を大過なくこなしていたようである。しかし、代替わり的时候は突然にやってくる。師経のあとを継いで大夫史となったのは、師経の子息ではなく、それまで兄の影として活動してきた弟の永業であった。この師経から永業への代替わりについても、それを物語る同時代の史料は、ほとんどみあたらない。ただ、『兵範記』の保元二年（一一五七）一〇月五日条に、つぎのような記事が残されている。⁽²⁶⁾

今朝大夫史師経入滅畢、去二日以後病惱、三ヶ日中逝去、可_レ哀可_レ悲、

去月七日結政蛇出来、上官等有_レ慎由、陰陽寮令_二卜占_一、已其殃歟、就中去_二三日_一、彼物忌也、件日病付、尤令_レ然事歟、

師経は、一〇月二日に病を得、鬪病三日と経たない五日の朝に没したという。その前月の七日には政務の場に蛇が出て、陰陽寮の占卜も行われており、師経を含む太政官の下級官人たちのあいだに禍々しい空気が漂うなかでの出来事であった。また、師経本人が物忌中という、外界との交渉が断たれたなかでの発病急死であったという。このような状況であったため、父政重のときのように、自分亡きあとのことについて、意思を形にする間はなかったということである。師経の起請といったものの存在をうかがわせる史料は、今日残されていない。

それでは、目を転じて、兄師経のもと、弟永業のほうは、どのようなときをすごしてきたのだろうか。永井晋氏編『官史補任』にみちびかれつつたどってみよう。⁽²⁷⁾

永業は、前節でもふれたように、康治三年（一一四四）二月一七日に正六位上で右少史に任ぜられたのち、弁官局内で

順調に官位をすすめ、久安四年（一一四八）二月一日には従五位下に昇進、五位の左大史となったところで弁官局を去っている。その後、しばらく史料上からは姿を消し、保元元年（一一五六）一〇月一三日に、官職を持たない散位の状態のまま、兄師経とともに、後白河天皇のもとで復活された記録所の寄人となることが確認される⁽²⁸⁾。このとき寄人の宣下をうけた二人のうち、散位として名を連ねているのは永業のみであり、目をひく。官職は持たずとも、その力量を見込まれたということであろうか。

弁官局の史がたどる一般的な出世コースといえば、右少史からスタートして左大史まで昇進を重ね、五位に叙されて受領になる、いわゆる史巡にあずかるというものだったが、院政期のこの当時では、五位に叙されてから受領になるまでに、二〇年近くの年月を要するようになっていた⁽²⁹⁾。このため、長い待機期間に見切りをつけ、士官先を求めて東国へ下向する者たちも多く存在した⁽³⁰⁾。永業も、その例にもれず、長い待機期間をすごしていたということになる。

しかし、家を継ぐ立場にあった兄の師経と比較するならば、その差は歴然としている。まず、師経は、保延三年（一一三七）という早い段階で史巡にあずかり上総介となっている⁽³¹⁾。上総国は親王任国なので、事実上の受領に任ぜられたことになる⁽³²⁾。そして、父亡きあと、大夫史となったのちには、権任国司ではあるけれど、丹後権介↓丹波権介↓播磨権介↓能登権介と、順次兼国し、その後は主計頭の官職を得ている⁽³³⁾。これらと比較するならば、弁官局を去ったあとの永業は、官職的にはけっして恵まれてはいたとはいえない。家の分解を危惧していた父の意向が順守され、この間、兄の補佐役に徹していたということだろうか。

このようなときを経て、記録所寄人となった翌年、師経が没するひと月半ほど前の八月二一日の除目で、永業は五位の右大史として弁官局に復帰している⁽³⁴⁾。一旦去った弁官局に復帰していることを考えるならば、急病急死とされる師経には、それ以前から、何らかの兆候があったのかもしれない。

いずれにしても、師経から永業への交替は、師経の意思が外部に発せられることのないまま行われたものだった。

第三節 永業と隆職

保元二年（一一五七）一〇月に兄の跡を引き継ぎ右大史から左大史へと昇進した永業は、備前介を経て、永暦元年（一一六〇）、摂津守となつてゐることが確認される⁽³⁵⁾。兄の存命中とは一転し、このように矢継ぎ早に兼国にあずかつてゐることから考えても、やはり、官職を得るためには、家を継ぎ、大夫史の地位にあることが大きな意味をもっていたといふことができる。

ところで、第一節に掲げた小槻氏略系図1にもみられるように、小槻政重には、もうひとり子息がいた。隆職である。隆職は、中世の小槻氏において、ひとつの大きな画期を創り出した人物で、これまでの研究でも、さまざま側面から注目され、取り上げられてきた⁽³⁶⁾。

しかし、父政重が没した康治三年（一一四四）の段階では、まだ一〇歳の少年であり、同時代の史料でその名が確認できるようになるのは、この次兄永業が大夫史となつたところからである。ふたたび『官史補任』にみちびかれつつ、その足跡をたどつておくと、永業が大夫史に就任した翌年、保元三年（一一五八）の一二月になつて、ようやく左少史としての活動が確認される⁽³⁸⁾。長兄師経が没したことをうけて、右少史に任ぜられ、このころは、弁官局内で官位を進めている最中であつたと考えられ、その後数年間は、永業の場合と同様に、弁官局内で昇進をつづけていたと推測される。

ただ、このあと、隆職は、永業と異なるキャリアを積むことになる。応保元年（一一六一）九月一日、永業が当時帯びていた摂津守を辞任するのと引き換えに、佐渡守に任ぜられるのである⁽³⁹⁾。このときのことを、隆職は、後年つぎのように記している。

—前略—又たかもと^(隆職)か六^(位)ゐの巡年をとめて、申なして候し^(佐渡)さとの国をさへ、たかもと^(隆職)をな^(名国司)こくしにて、ひろふ^(広房)さにし

くわしくは後述するが、隆職は、のちに永業の子息広房と対立することになる。右の史料は、その広房との争いのなかでしたためられた書状の一節である⁽⁴⁰⁾。当時の小槻氏の内部状況について物語る史料がほとんど残されていないなかであつて、さまざまな情報を提供してくれるこの史料を、以下、「隆職の書状」と呼ぶことにする。

さて、話がすこしそれたが、ここで注目したいのは、永業が、自分亡きあと、隆職を佐渡国の名国司とし、子息広房を知行国主にしようと考えていた、というくだりである。この「隆職の書状」の別の箇所には、「たいふのし^(大夫史)、さん^(算博士)はかせ、おほひのかみ^(大炊頭)、さとのくにもんそ^(佐渡国文書)、しかしなからひろふさにゆつりたひ候ひぬ、」^(傍線は筆者が付す)とあるから、「隆職を佐渡国の名国司とする」とは、具体的には、佐渡国の知行にかかわる文書を、永業が広房に譲ろうとしたことをしめしている。

もちろん、この書状が作成された当時、隆職と甥広房が対立する関係にあつた、ということを考慮するならば、広房の父永業に対する、隆職の悪感情を差し引いて考える必要がある。しかし、永業が摂津守を辞任することによって隆職が佐渡守となったという事実をふまえるならば、史巡にあずかるため六位の史として積み重ねていた隆職のキャリアを、永業がわざわざ止めて、申請をして佐渡守に就任させた、というくだりは充分理解できる。そして、その経緯を念頭におくならば、兄永業のもとで隆職が得た佐渡守とは、名国司であつて当然であり、その文書の管理も含めた実権は、知行国主である永業が握っていたととらえることができる。むしろ、そうとらえたほうが、永業が、子息の広房に佐渡国の文書を譲り与え、自分亡きあと、知行国主にしようとしたという流れも自然に理解することができる。このことはまた、長兄師経の代には、家の後継者である大夫史の地位から分離していた文書の管理にかかわる部分が、永業のもと、ふたたび一元化されていたことをも物語っている。裏を返せば、文書の管理を担うことのない隆職の居場所として与えられたのが、佐渡

守であった、ということもできるだろう。

こうして、隆職を佐渡守とした翌年の応保二年（一一六二）、永業は、今度は大炊頭に任ぜられる⁽⁴¹⁾。大炊頭については、すでに遠藤珠紀氏の考察があり、保延三年（一一三七）以降、局務家中原氏の歴代局務が、ほぼ受け継ぐようになっていたとされている⁽⁴²⁾。外記局で、小槻氏と同じような立場にあった実務部門の責任者、局務家中原氏に、このとき何が起きたのかは、それを物語る史料も残されておらず、にわかには明らかにしえないけれど、歴代の中原氏のなかに割って入り込めるだけの政治力を、当時の永業が持っていたということは事実であろう。

以上、推論を重ねる形になったが、長兄師経のもと、その補佐として文書の管理を担うことにより小槻氏の家を内側から支えてきた永業が、兄の没後、家を継承することによって、大夫史の地位と文書の管理とを自身のもとに一元化し、小槻氏の家の内部にゆるぎない立場を築いたこと、それと同時に、対外的にも、積極的に自家に有利となるような働きかけを行っていたことがつかめたかと思う。そのもとにあって、隆職はまだ、永業の主宰する大夫史の家に内包される存在にすぎなかった。この隆職が、このち大夫史の家を主宰することになるのだが、それについては、章をあらためてみてゆくことにしよう。

第二章 隆職と甥広房の争い

第一節 永業から隆職へ

こうして、兄師経から家を引き継ぎ、大夫史の地位を足場として、堰を切ったようにその手腕をふるう永業であったが、その在任期間は長くはなかった。大夫史就任から七年後の長寛二年（一一六四）二月八日、永業は病没する⁽⁴³⁾。さきにもふれたように、永業は、自分亡きあと、子息の広房に家を継承させる意思を持っていた。しかし、その意思に反し

て、実際に跡を継いだのは、弟の隆職であった。

そのあらましについては、すでに竹内理三氏によって紹介されているけれども、行論上、もうすこし詳細にみておく必要がある。ふたたび、後年記された、「隆職の書状」をもとに、その経過をおさえておくことにしよう。⁽⁴⁵⁾

ことの起りは、長寛二年（一一六四）二月七日、永業が病の床にいたところから始まる。永業から子息広房への相続は、この発病から翌日八日に没するまでのあいだに実行されたという。永業の死もまた急な出来事であった。ただ、兄師経の場合と異なるのは、本人の意思が外部に発せられた点である。永業は、子息広房への相続を行うにあたり、横槍が入るのを見越しており、ときの太政大臣藤原伊通にむけて、使者を派遣している。その使者が伝えた内容は、「大夫史・算博士・大炊頭・佐渡国の文書、それらすべてを広房に譲りました。異議・差し出口も出ることでしよう。」というものであったという。

このとき使者に立ったのは、造東大寺次官の三善為信であった。前章第一節にあげた小槻氏略系図1にもあるように、永業らの父政重の実父は、三善国信とされている。⁽⁴⁶⁾三善為信は、その血縁者であろうか。永業の大夫史在任中の保元三年（一一五八）正月に従五位下に叙されるまで、六位左大史として活動していることが確認できるから、⁽⁴⁷⁾永業にとつては直近の部下にあたる存在だったといえるだろう。

永業が、「異議・差し出口を出す」と想定していた人物は、間違いなく弟隆職であっただろう。隆職にたいして秘密裏に、あるいは強行に進められたこの相続をうけ、隆職は、兄永業の想定を裏切ることなく異議を発した。このときの隆職と甥広房との争いについて、隆職は詳細を書き記していないが、最終的には、ときの二条天皇の判断にゆだねられ、翌年の正月二三日、広房は先祖代々の大夫史が兼帯してきた算博士を相続、大夫史は隆職が相続することとなった。⁽⁴⁸⁾

永業が没した時点で、広房は一七歳⁽⁴⁹⁾。対する隆職は三〇歳⁽⁵⁰⁾。当時、大夫史の地位を得るためには、ある程度の年齢に達していること、すなわち、本人が積んできた経験を重視するのが一般的な認識であり、⁽⁵¹⁾時勢は一三歳年長の叔父隆職に有

利であった。

さて、こうして、広房は、算博士の家のあるじとなり、大夫史を父から譲り受けることを断念することになった。叔父隆職のもと、仁安元年（一一六六）には右大史に、翌年の仁安二年正月七日には、左大史として従五位下に叙され、四日後に尾張介に任ぜられ、この時点で弁官局を去っている⁽⁵²⁾。

ただし、その後の広房は、永業や隆職が兄のもとですごした下積み時代とは、明らかに異なる存在感をしめしている。まず、広房は、自分の文書をその手元に所持している。安元三年（一一七七）四月二八日に京を襲った大火——『方丈記』にも記されている「安元の大火」——で、隆職の管理していた官中文書は罹災するのだが、広房の文書は焼失しなかったという⁽⁵³⁾。

さらに、広房は、自分の裁量で行動していた形跡も残している。それが、つぎにあげる『山槐記』元暦元年（一一八四）七月二八日の記事である⁽⁵⁴⁾。

天皇於^二太政官^一治暦例也、広房任日向守修造云々、有^二即位事^一、

後鳥羽天皇の即位の儀の記事であるが、その式場となった太政官は、割注にあるように、広房が日向守に任じて修造を行つたのだという。当時は、源平の争乱のただなかで、敗走する平氏は西国にあり、「不通国々甚多」という状態であつた⁽⁵⁵⁾。このため、知行国を持つ公卿たちにさえも、賦課をかけられるような状況にはなかつた⁽⁵⁶⁾。このようななか、直接収益があがってくるとは考えられない日向国を、成功の見返りとして得ることで、広房は太政官の修造を行つていたのである。そのためにどれだけの費用を必要としたのかは定かでないが、かなりの財力を握っていたことは確かであろう。広房は、算博士の家の継承者として、隆職の主宰する家から自立した立場を築いていたのである。大夫史を手中にしたとはい

え、隆職にとつて、甥広房は、侮ることのできない存在であった。

第二節 隆職の家と広房の家

甥広房の存在が大きくなりつつあるいっぽうで、隆職も、大夫史の立場を利用し、その経済基盤となる太政官厨家領¹いわゆる官厨家便補保¹の開発・立保を行うなど、⁽⁵⁷⁾精神的な活動をつづけていた。

しかし、源平の争乱を背景とするこの時代には、思わぬ波乱が待ち受けていた。すでに知られていることではあるが、隆職は、左大史としての立場上、源頼朝追討の官旨の発給にかかわったことで、頼朝の不興を買い、その結果、文治元年（一一八五）二月二十九日、左大史を解官され、大夫史の地位を手放すことになるのである。⁽⁵⁸⁾前代未聞のこの解官は、甥広房を大夫史の座に就けるという事態を招くことになった。

当然のことながら、隆職にとつては、受け入れがたい処分であり、自らが開発・保全などを手掛けてきた官厨家便補保や官文書を引き渡そうとしないなど、激しい抵抗をしめしている。その様子は、つぎの『吾妻鏡』の記事からもうかがうことができる。⁽⁵⁹⁾

前大史隆職宿祿為²不忠逆臣¹所職改替之身也、猶押³領官知行保¹、令^レ抑³留公要重書等¹由事、有²其沙汰¹、可^レ被³申²京都市云々、大夫史広房内々訴³申²二品¹之故也云々、

ところで、この記事で注目したい点は、ほかにももう一点ある。広房が、隆職の抵抗にあつてゐることを、内々に二品、すなわち頼朝に訴えた、としている点である。この記事は、文治二年（一一八六）二月二二日のもので、広房が大夫史に就任してわずか二ヶ月足らずのものである。それほど短期間のうちに、京都の広房と鎌倉の頼朝とのあいだに、親

密な伝達ルートが築かれたとは考えがたい。

ここで想起したいのが、頼朝の拳兵に協力した者のなかには、三善康信のような、弁官局の史の経験者がいた、という五味文彦氏の指摘である。⁽⁶⁰⁾この五味氏の指摘に、前節で述べた、永業が、子息広房への相続を遂行するために、藤原伊通のもとに派遣した使者の名が、「三善為信」であった、という事実を照らし合わせてみよう。三善という姓、信という名、そして、弁官局の史の経験者という経歴——残念ながら系図で確認することはできないが、これらを考え合わせるならば、頼朝と通じ、当時すでに鎌倉に下向し、問注所初代執事となっていた三善康信と、この三善為信とのあいだには、なんらかの血縁関係があったと想定することが可能である。そう考えるならば、この大夫史の交替劇そのものが、広房あるいは広房につらなる者たちによって仕掛けられたとするのもあり得ないことではないだろう。

さらに、広房は、この隆職の解官中に、大夫史としての実力を周囲に印象付けたにちがいない。吉田経房の日記『吉記』の目録には、「広房宿祿作法礼節勝「叔父」^(隆職)事、」という一条がある。⁽⁶¹⁾肝心の本文は残されていないが、事書としてわざわざ抽出されているこの一行からも、広房が、父永業の後継者となるべく、幼いころから作法などもしっかりたき込まれて育てられていたことがうかがわれる。隆職自身も、多分に皮肉を込めてはいるだろうが、「いかてひろふさ^(広房)はとのおほやけ^(公)人の、かはかりのそら^(虚)事をハつかまつりいたし候そ——どうして広房ほどの公人が、それほどまでの虚言を弄しましょうか」と、「公人」としての広房の実力は認めざるをえないのであった。⁽⁶²⁾

建久二年(一一九一)二月一日、後白河法皇の意向もあり、隆職は大夫史に復帰する。⁽⁶³⁾しかし、それをうけてふたたび退くことになった広房とその子孫たちは、大夫史を輩出した家という先例を得ることになった。そして以後、折にふれて大夫史就任への運動を展開するようになる。ここに、隆職流と広房流という、大夫史を出し得る家が、二つ生じることになった。大夫史の家としての小槻氏は、分裂のときを迎えたのである。

第三節 隆職の告文から

自らの手では如何ともしたい——そんな事柄に直面したときに行うことといえ、それはきつと、今も昔も変わらず「神頼み」であろう。隆職も、その例にもれることなく、神に願ひ事を託している。隆職は、甥広房との争いのなかで、何を願ったのだろうか。つぎの史料を見てみよう。⁽⁶⁴⁾

——前略——大明神此状乎哀愍納受給_与、広御助御恵乎施給_与、隆職壽命長遠_{尔志}、遥保□齡_知、官福相備_{和利}、久考鳧藻之弊_与、
_与、□安泰_尔、子孫繁盛_{志与}、保長生久視之算□職頭官之榮_利、今_毛今_毛弥益乎垂靈威神眷_与、所願如意_尔令成熟給_遍、兼
又天下□_尔境内無為_{尔志}、国宰乎始_{免志}社司・神官等□面々_尔所求満足_志、上下歛_{志与}衆人民豊□乎、——後略——

これは、建久四年（一一九三）に行われた、常陸国吉田社造替のおり、隆職が奉納した告文の写しの一節である。吉田社と小槻氏との関係は、隆職らの父政重の代の長承年間（一一三二〜一一三五）、吉美_{きみ}候_ごの氏人から社務職を寄付されたことにはじまり、以来、嫡男師経↓次男永業↓隆職と、順次、官中便補地、つまり、太政官の経費調達のための所領という名目で知行してきたという。⁽⁶⁵⁾ここでは割愛したが、本文の別の箇所によれば、このときの造替は、社司らの要望に応じて行われたもので、それは、兄永業の代の長寛元年（一一六三）以来、じつに三〇年ぶりのことであった。タイミングとしては、解官された隆職が、大夫史に復帰した二年後のことであり、当時の心境がよく反映されていると考えられる。

さて、それでは、肝心の隆職の願ひ事であるが、傍線部を見ればわかるとおり、自身の長寿があげられている。社司らの要望に応じて行われたとされる造替にしては、社司・神官等の「所求満足」はかなりあまわしにされておおり、その点でも、この願ひに込めた隆職の意気込みが、並々ならぬものだったことが知れよう。ただ、これを、生きることへの飽くなき執着として一笑に付すのは早計で、この時代を生きた隆職にとっては、自身の長寿こそが、子孫の繁

栄、すなわち、隆職が守っていかなければならない家の安泰につながっている、という信念にもとづくものにとらえるべきである。

そしてそれは、家が当主個人によって担われていることをしめしており、それを支える組織のようなものは、いまだ確立されていないことを物語っている。「組織を確立する」と、ひとことでも言っても、広房と、おそらくは、それに連なる人々の思惑も渦巻くなか、一朝一夕に成し遂げられるものではなかったであろう。そこで、隆職は、あるものに目をつけることになる。章をあらためてみてゆくことにしよう。

第三章 「嫡子」の系譜

第一節 隆職という個性

隆職が見出した活路について述べるまえに、まずは、隆職にとって必要とされたものが何であったかをおさえておくことにしよう。

前章第二節で、広房の作法が、隆職よりも勝っているとの評価を得たことについてふれたが、思えば、隆職は、一〇歳にして父を失っている。歳のはなれた二人の兄のもとにあって、隆職は、大夫史の後継者として身に着けておくべき作法などを学ぶ機会には、恵まれなかったはずである。

また、曾我良成氏が、隆職が官職には恵まれなかった、という点を指摘されているが、第一章第三節でも見たように、兄永業が、七年という短い在任期間に、つきつきと兼官を帯びていたことと比較すると、たしかにその差は際立つ。隆職は、兄永業から大夫史を継承することはできても、永業が任官のために駆使していたであろう人脈までは引き継ぐことができなかったのである。

こうしてみると、隆職は当時の公家社会のなかで、やや浮いた存在でもあったといえるだろう。隆職にまつわるこうしたエピソードは、当時の史料にも、ところどころ垣間見ることができる。

たとえば、隆職は、吉田経房の家に出入りしているのだが、その家を訪ねた際、招き入れられる前に客殿の妻戸の内にあがりこみ、経房を驚かせている。このときの心境を経房は「尤以奇怪、」と書き記している。⁽⁶⁷⁾

また、九条兼実は、つぎのようなエピソードも記している。⁽⁶⁸⁾

今日隆職来、謁^レ之、雖^レ穢中^一昇^レ堂上^一、雖^レ制止^一申云、近日無^下不^レ触穢^一之所^一、仍所^レ昇也云々、

その前日条の頭書に、「自^レ今日^一有^レ五体不具穢^一」とあり、この日も、兼実のもととは五体不具の穢中にあつた。そこに隆職が訪ねて来たので、制止したところ、「近日、触穢していい場所などありません。」と言って、気にせず堂上に昇ってきたという。隆職は、型にとらわれない一種の自由さ、あるいは合理性を身にまとった人物であつたということができよう。

このような隆職の側面については、橋本義彦氏をはじめ、従来の研究において、隆職が整備した小槻氏の重要な経済基盤としてたびたび取り上げられてきた。⁽⁶⁹⁾ 太政官厨家の便補保、いわゆる官中便補地のなかにも見出すことができる。

今日史料で確認できる官中便補地のなかで、もっとも古い歴史を持つのは、仁平元年（一一五一）、長兄師経の大夫史在任中に、国司庁宜を得て承認された陸奥国安達荘である。この安達荘を、陸奥守と交渉して成立させたのは、太政官の史よりも下層に位置する、陸奥国拒捍使で太政官の史生でもあつた惟宗定兼であつた。⁽⁷⁰⁾

ところが、隆職は、史生クラスの人物が手掛ける便補保の設定に、自ら乗り出し、開発も手掛けている。なかでも、若狭国国富保は、永万元年（一一六五）に立保されたと伝えられ、隆職が開発を手がけた便補保のなかでは、関連史料もよ

く残されている。⁽⁷²⁾この国富保の開発にあたり、隆職が「吉原安富」という仮名を使ったことは、すでによく知られている話だが、このように、本名を隠すための「仮名」⁽⁷³⁾を使用した理由のひとつには、元来それが、隆職の身分・立場に不相応の行為としてとらえられていたということがあげられるのではないだろうか。

深入りする議論ではないが、以上のエピソードをふまえるならば、隆職は、先例を勘進する大夫史という地位を継承するに足らず、いささか異色の個性を持っていたということが出来る。その個性が、激動する当時の社会に対応して道を切り拓いてゆく力の源になっていたことも事実だが、先例を重視しようとする人々にとっては、眉をひそめる場面もあったことだろう。このような隆職が、広房に対して優位に立つたために必要とされていたのは「正統性」、言いかえるならば「由緒」ともいべきものであった。

第二節 猶子顕綱

では、隆職が必要とした「由緒」はどこに求められたのだろうか。

前章で、隆職と甥の広房が、大夫史をめぐり、鎬を削る場面を見てきたが、これによって、この争いのなかに身を投じていてもよいはずの、もうひとりの人物がまったく姿をあらわしてないことも浮き彫りになってくる。第一章第一節にあげた小槻氏略系図¹にもその名が見える、長兄師経の子息顕綱である。先行研究でも、ほとんど注目されてこなかった顕綱だが、彼はいったいどうしたのだろうか。

結論からさきというと、顕綱は隆職の猶子となっている。⁽⁷⁴⁾ただ、顕綱の位置づけをとらえるためには、彼がいつ隆職の猶子となったのか、という点も含めて明らかにする必要があるだろう。

まずは、例によって『官史補任』にみちびかれつつ、その足跡を追ってみよう。顕綱は、もとの名を有頼⁽⁷⁵⁾といい、仁安三年（一一六八）正月一日に右少史に任ぜられ、同年八月には左少史として活動している。そして翌年の仁安四年正月

には、はやくも右大史として従五位下に叙されている。⁽⁷⁶⁾ 従兄弟の広房の数年あとを追うかたちになっていることを考えると、広房より年少であったのだろうか。もし仮に、広房よりも年少であったとするならば、顕綱は、父師経が没した時点では、一〇歳にも満たない少年だったことになる。さきに見たように、永業から一七歳の広房への継承が実現されなかったことをふまえれば、もしも、師経が、我が子に大夫史を継承させることを望んでいたとしても、それは到底かなわぬことであった。

さて、その後の顕綱の足どりは、なかなかつかむことができないが、治承三年（一一七九）に、九条兼実の日記『玉葉』に姿をあらわす。それが、つぎの記事である。⁽⁷⁷⁾

小槻有頼持_下来為_二書写_一先日所_二下賜_一之諸国申請雑事二帖_上、撰_{孝信}留_二新写_一返_三給本_一、仰_下可_レ伝_三賜隆職宿祢_一之由_上、依_レ為_二彼宿祢之本_一也、

すでに三〇歳前後になっていたと思われる有頼、すなわち顕綱は、兼実のもとで筆耕に従事していたのだろうか。小槻氏の先祖である孝信撰『諸国申請雑事』を書写して、兼実のもとに持参している。原本はもともと小槻氏の蔵書であったということ、兼実は顕綱に託し、隆職のもとへ返却させている。この当時は、隆職自身も兼実のもとに足繁く出入りしており、⁽⁷⁸⁾ 兼実の手から隆職へと直接手渡してもよさそうなものだが、それを顕綱に託していることは、当時、顕綱が隆職に近侍していたことを物語っている。

ただし、その二年後の養和元年（一一八一）一二月四日に大監物に任せられたときにも、「有頼_{故大夫史師経男、史大夫也}」⁽⁷⁹⁾とあるから、この頃にはまだ隆職の猶子にはなっていない。「有頼」から顕綱へと改名したと、隆職の猶子となったこととが関係するならば、「有頼」の名が史料上最後に確認されるのは、建久六年（一一九五）⁽⁸⁰⁾なので、顕綱が猶子となったの

は、それ以降ということになる。頭綱もすでに四〇代半ばに達しており、あきらかに、養育を目的とした縁組ではない。そして、隆職の猶子となっていることが、史料上ではっきりと確認できるのが、隆職の最晩年にあたる建久九年（一一九八）の『三長記』の記事である。⁽⁸¹⁾

今日為^レ取^コ出東大寺礼服^一、左少弁公定朝臣下向了、而大監物一人可^レ罷向^一、泰忠称^下内々申^コ入子細^一之由^上、外記催雖^レ令^レ領状^一、還又遁避、頭綱依^レ所勞^一籠^コ居東坂本^一、仰曰、——中略——猶可^レ責^コ催頭綱^一、——中略——仍重仰^コ遣頭綱許^一、大夫史隆職宿称^{頭綱為}猶子^一、答云、雖^レ遣^レ召所勞難^レ扶、不^レ可^レ叶、——後略——

これは、この年の三月三日に挙行される土御門天皇の即位に先立ち、東大寺に収蔵された礼服を取り出すときの話である。礼服の出納には、倉の鍵を管理する立場にある大監物一人を、勅使にそえて奈良へ下向させる必要があるのだが、事前に指名されていた泰忠が断つてきた。このため、藏人としてこの件を差配していた、記主の藤原長兼は、摂政近衛基通の指示を仰ぎつつ、もう一人の大監物に奈良下向を命じることになる。この、もう一人の大監物が、有頼改め頭綱であった。さきにふれたように、彼は、養和元年（一一八一）に大監物に任ぜられているから、その後一七年間同じ官職に留まっていたことになるが、当時は病を得て、東坂本に籠居中であったという。不在の頭綱に代わり応対したのは、頭綱を猶子としていた大夫史隆職で、その返答は、「頭綱を呼びにやったが、病気は如何ともしがたく、仰せに沿うことはできない。」というものであった。このように、京を離れて静養を必要とするような病を抱えていたことも、大夫史をめぐる争いに、頭綱が積極的でなかったことと関係しているのであろう。

それでは、頭綱が隆職の猶子となったことの背景には、どのような事情があったのだろうか。病の身を扶持してもらったためだけであるならば、この期におよんでわざわざ猶子という形をとる必要もなかったであろう。この疑問については、

視点を变えて、隆職の側からさぐってゆくことにしよう。

さきの小槻氏略系図1では、政重の子として、師経・永業・隆職の三人が記されているが、じつは、別のパターンの系図も存在する。それが、つぎにあげる『尊卑分脈』の系図をもとに作成した小槻氏略系図2である。⁽⁸²⁾ ここでは、隆職は師経の子として記されている。

【小槻氏略系図2】

祐俊—盛仲—政重—師経—隆職—国宗
└──永業—広房

そして、この系図とともに確認しておきたいのが、ここまでもたびたび引用してきた「隆職の書状」のなかのつぎの節である。⁽⁸³⁾

—前略—^(隆職)たかもと^(父)かち、^(政重)まさしけうせ候しとき、^(文書)もんそをハ、^(家)いゑをつきてきみにつかまつらむもの、^(君)つたふへきよし、^(書置)せうもんをかきおきて候しによりて、^(政重)まさしけにつきて、^(嫡子)ちやくしもろつねあひつたへて候ひしを、^(師経)もろつねしに候しをり、^(永業)なかなりとりて、^(親)おやのゆい^(遺言)こんを^(遺)たかへて、^(広房)ひろふさにゆつりたひ、—後略—

冒頭にあるように、隆職自身が、政重を父と呼んでおり、これにしたがえば、『尊卑分脈』の記載は、単なる誤り、ということになる。しかし、ここで思い出しておきたいのが、前章第三節で述べたように、政重が没したときの隆職の年齢が一〇歳だったという点である。このことを考えに入れるならば、父亡きあと、隆職は、長兄師経のもとで育てられた可

能性が出てくる。そう考えるならば、『尊卑分脈』の記載も、単なる誤りとして片づけることはできなくなる。そして、もう一步踏み込むならば、師経の没後、すでに二〇歳を超えていた隆職が、今度は、一〇歳に満たない甥の顕綱の後見を行うことになった、という推測も成り立つ。

さらに史料を読みすすめると、「(大夫史の職務にかかわる)文書は、家を継いで君に奉仕する者が継承すべきであるとの由、(政重が)『せうもん』を書き置いていたので、嫡子である師経が継承していたのに、師経が死んだおりに、永業が取って:」とある。後述するように、この「隆職の書状」は、顕綱を猶子としたのちに書かれたものではあるけれども、永業同様、嫡子ではないにもかかわらず大夫史となつている隆職の言葉としては、自分のことを棚に上げた奇妙な表現という印象をぬぐえない。しかし、もともと師経の側に身をおき、顕綱の後見を行っていたと考えるならば、あたかも顕綱に成り代わつたかのようなこの表現も、すんなりと理解することができる。

だいぶのちの南北朝期のものであるが、隆職の家筋が残した『壬生家文書』のなかに、「樋口壬生師経宿祢旧跡地」の領有権を認めた論旨が残されている。⁽⁸⁾このことは、最終的に、顕綱を周囲からも認知された猶子とすることによって、隆職の血脈が、「嫡子師経」の血脈を取り込んでいったことを物語っていると見えよう。『尊卑分脈』の系図は、その結果を反映したものであったといえる。隆職は、顕綱を猶子として取り込むことによって、自らを嫡子師経の——すなわち正統の——後継者として位置づけようとしたのではなかったか。

こうして、隆職の求めた「由緒」、すなわち、「嫡子」の系譜は隆職のもとに取り込まれることとなった。しかし、くり返される広房との争いのなかにあっては、手にした「嫡子」の系譜もあまりに心もとないものであった。隆職自身も、そのことに薄々気付いていたはずである。そして、隆職は、まさに生きるかぎり、自らの大夫史の家を子息国宗に伝えるため、訴えつづけるのであった。

第三節 「隆職の書状」

さて、こうして、隆職は晩年を迎えることになるのだが、ここで、これまでたびたび引用してきた「隆職の書状」について述べておくことにしよう。⁽⁸⁵⁾この時代については、小槻氏が残した関連史料も管見のかぎりほとんど残されておらず、そのようななかで、多くの情報を提供してきてくれた史料だが、原文は、『大日本史料』の五頁分にもわたる、仮名でしたためられた長大な文書で、その文面からは、隆職の声が聞こえてくるような、熱を帯びた饒舌さが伝わってくる。

その伝来経路については、残念ながら不明であるが、東京大学史料編纂所所蔵の影写本『谷森真男氏所蔵文書』に収録されてお⁽⁸⁶⁾り、幕末〜明治期の国学者谷森善臣の長男真男の所蔵していた文書であったことは知られる。⁽⁸⁷⁾

ところで、『大日本史料』、『鎌倉遺文』ともに、この史料の文書名を、「小槻隆職起請文」としている。⁽⁸⁸⁾これはおそらく、端裏に「たかもと^(隆職)かふて^(筆) 起請文」と記されているのに従ったものである。起請文は、このころには本所法の世界においてすでに広まっていたとされており、⁽⁸⁹⁾隆職が、世に流布している起請文のことを念頭に置いたうえで、この文書を作成したことは間違いない。たしかに、本文後半部分には、いわゆる「起請之詞」⁽⁹⁰⁾も記されている。「永業は、(大夫史を)さしあたり隆職に譲って、つぎに広房に譲るようにと申し置いていた」、つまり、隆職のあとには、隆職の子息国宗ではなく、自分こそが大夫史となつてしかるべきなのだ、と、「そら事」、つまり、虚言をあちらこちらで吹聴してまわっている甥広房を非難し、自分が大夫史となつたのは、永業から譲られたためではなく、二条天皇の判断によるものだと言つたうえで、「(自分が)永業の譲りを得たのに『得ていない』と申したり、また、すべていま申し上げた事について、一言たりとも『そら事』を申し上げたならば、現世には伊勢太神宮の神罰をまかり蒙つて」と、隆職は自己呪詛を行っている。

しかし、この文書を全体としてとらえるならば、以前に申し入れた子息国宗への大夫史譲渡の件につき、その後どうなっているのかを、受取者に問い合せたうえで、念押しし、甥広房の大夫史奪取を阻止することを目的として書かれた

ものであり、神に誓うことを目的とした、古文書学上の、いわゆる起請文⁽⁹¹⁾としてのみとらえるには、内容がやや盛り込まれすぎて印象は否めない。よって、これまでこの文書を「隆職の書状」と呼んできた。

それでは、この「隆職の書状」は、どのような状況下で作成されたのだろうか。本文中に「申しれさせおハしますへく候」とあり、裏花押が据えられていることから、高貴な人物に伺候する者に向けてしたためられたものだということは推測できる。しかし、日付もなければ宛所も記されていない。ただ、本文中に「たかもとたうしまりあるくへき身にも候はぬは」つまり、「隆職は、現在出歩ける状態にはない」とあることから、死の直前のかなり差し追った状態でしたためられたものだということがわかる。

そこで、つぎにあげる吉田資経の日記『自暦記』の建久九年（一一九八）一〇月二三日条を見てみよう。⁽⁹²⁾そこからは、隆職がこの書状を作成した様子をうかがい知ることができる。

隆職宿衿以^レ史進^二覆奏文於^一卿殿^一、其次内々申云、隆職所^レ勞已^レ危急、^(寛平)以^三所^レ帯^二可^レ讓^三国宗^一之由申入^了、而^レ広房欲^二奪取^一、其間事、雖^レ不^レ及^二奏聞^一、当世如^レ此事可^レ申^三御辺^一之由申^レ之、尤可^レ然^二之由被^三仰下^一了、

隆職が没したのは、この月の二九日だから、その六日まえのことになる。隆職は、この日もなお、表立って大夫史としての職務を遂行している。資経祖父の民部卿経房に覆奏文を進上するついでに、史の某に託して内々に申し入れたその内容が、「私隆職は、病（黄疸）が悪化しており、所帯を国宗に譲ることにするとの旨は申し入れました。しかし、広房が、その所帯を奪取しようとしております。奏聞するには及びませんが、当世、このようなことは、御辺に申しあげるべきだと思ひまして。」というものだったという。そして、経房は、この隆職の申し入れを受け入れている。

この経房への申し入れのためにしたためられたのが、「隆職の書状」ではなかったか。この書状に日付が記されていない

いことは、さきにふれたが、それは、この書状で語られる内容、すなわち、大夫史の家を誰が継承すべきか、本文中の言葉で換言するならば、「誰が君に仕え、忠を致すべきか」という問題が、本来、書面の世界ではなく、音声の世界で処理されるべき案件に属していたからではなかったか⁽⁹⁴⁾。そして、さらにもう一步踏み込むならば、当時の朝廷の執行部と、大夫史の家とのあいだで結ばれていた関係は、本来、音声の世界のなかで処理されるべきものであった、ととらえることも可能であろう。

隆職は、この書状で「広房と問注ができたなら……」とどこかしさを吐露しているけれども、ついぞそれを実行に移すことはなかった。隆職は、命のつづくかぎり現役の大夫史であり、甥広房との争いは、なおもつづくのであった。

おわりに

新たな「由緒」を備えたこと、そして、最後の渾身の言葉が功を奏したであろうか、隆職の大夫史は、無事、子息国宗に引き継がれることになる。隆職が国宗へ、そして、その子孫へと遺した家は、その後、どのような成長をとげてゆくのであろうか。最後に、この点を概観することでむすびとしよう。

第二章第三節でとりあげた、隆職の告文と好対照をなす史料がある。小槻有家の起請である⁽⁹⁵⁾。有家は、隆職の曾孫にあたり、鎌倉中期に大夫史——有家の時代にはすでに、広房流の大宮家も大夫史を相伝しているから、正確には、大夫史の上首である官務——を務めた人物で、子孫への遺誡として起請を残した。この起請については、すでに遠藤珠紀氏が注目しており、隆職流の家である壬生家のあり方を明記し、官務家としての自覚的宣言・確立をうたったものとしてとりあげておられる⁽⁹⁶⁾。

内容に目を転じると、「於^レ文書相伝之仁^一者、朝家殊可^レ被^レ重、全非^レ被^レ重^二其身^一、為^レ令^レ重^二文書^一也、匪^三音被

「重^レ文書^一、偏是為^二朝家^一也、^レ」という一文に行き当^レたる。訳せば、「文書を相伝する者は、朝家に殊に重んぜられることになるが、それは、けっしてその身が重んぜられているのではない。文書を重んじるためである。ただ文書が重んぜられるのみではない。ひとえにこれは、朝家のためである。」となるだろうか。

隆職の告文が、神に宛てて記されているのに対し、有家の起請は、子孫に宛てて記されており、その対象は異なる。しかし、隆職の告文も、有家の起請も、家の安泰を念じたためられた点では共通している。その願いを形にするために、隆職がまずは自分の長寿を祈ったことはさきに見た。文書を守る人間を前面に押し出す立場である。これに対して、有家の起請では、家に相伝される物、すなわち、文書の重要性が前面に押し出され、それを守る人間は、完全に後方に埋没している。それは、文書を守り伝えていく主体が、生身の人ではなく、ある程度制度化されてきたことを意味している。

本稿では論じることができなかったが、広房の家でも、同じような過程をたどっていったであろう⁽⁹⁷⁾。かくして、隆職が遺した家と広房が遺した家は、相並んで朝廷の制度に組み込まれ、大夫史としての居場所を得ることになる。両家の争いの焦点は、どちらが大夫史として生き残るか、というレベルから、どちらが大夫史の上首となるか、というレベルへと移行してゆくのである。

註

(1) たとえば、佐藤進一氏『新版古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年)。日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編(吉川弘文館、一九八三年)。

(2) 曾我良成氏「弁官局の機能と官宣旨」(同氏『王朝国家政務の研究』(吉川弘文館、二〇一二年)第Ⅱ部第二

章。(初出、「弁官局の機能と官宣旨——十一世紀中葉以降の官宣旨使用増加の歴史的背景——」、古代学協会編『後期撰関時代史の研究』、吉川弘文館、一九九〇年)。

(3) 橋本義彦氏「官務家小槻氏の成立」(同氏『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)第三部所収。(初出、「書陵部紀要」一一号、一九五九年)、曾我良成氏

「官務家成立の歴史的背景」(前掲註(2)) 著書第Ⅱ部第一章。〈初出、『史学雑誌』九二―三、一九八三年)。

(4) 佐藤進一氏『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)。

(5) 遠藤珠紀氏「朝廷を支える官僚システム」用語解説の項(秋山哲雄氏・田中大喜氏・野口華世氏編『日本中世史入門―論文を書こう』(勉誠出版、二〇一四年)。

(6) 高橋秀樹氏『中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年) 序論。

(7) たとえば、曾我良成氏「実務官人の「家」と家業の継承」(前掲註(2)) 著書第Ⅱ部第三章。〈初出、「官司請負制下の実務官人と家業の継承」、『古代文化』三七―一二、一九八五年)。
遠藤珠紀氏「官務「家」・局務「家」の成立」(同氏『中世朝廷官司の研究』(吉川弘文館、二〇一一年) 第一部第三章。〈初出、「官務家・局務家の分立と官司請負制」、『史学雑誌』一一―一三、二〇〇二年)。
井上幸治氏「中世前期における家業と官職の関係について」(『京都市歴史資料館紀要』二二、二〇〇九年)。

(8) たとえば、中原俊章氏「官方と外記方」(同氏『中世王権と支配構造』(吉川弘文館、二〇〇五年) 第一部第二章。〈初出、『ヒストリア』一四六号、一九九五年)。
井上幸治氏①「官司請負制の内実―小槻氏に見る業務遂行と官庁運営―」(『立命館史学』二一、二〇〇〇年)。
遠藤珠紀氏「官司請負制的」局務家相伝諸寮司の運営体制」(前掲

註(7)) 著書第一部第五章、井上幸治氏②「官務小槻氏の確立―太政官弁官局(官方)の中世化―」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)。

(9) たとえば、井上氏前掲註(8) ①論文、遠藤珠紀氏「外記局における中世的体制の成立」(前掲註(7)) 著書第一部第一章。〈初出、「中世前期朝廷社会における身分秩序の形成」、村井章介氏編『人のつながりの中世』、山川出版社、二〇〇八年)。
井上氏前掲註(8) ②論文。

(10) たとえば、本郷恵子氏①「朝廷財政の中世的展開」(同氏『中世公家政権の研究』(東京大学出版会、一九九八年) 第一部第二章。〈初出、「中世前期の朝廷財政について」、『史学雑誌』一〇―一四、一九九二年)。
および、同氏②同著書第二部。

(11) 飯倉晴武氏「大永七年壬生・大宮両家和陸状の成立と大宮家の没落」(小川信氏編『中世古文書の世界』(吉川弘文館、一九九一年)。

(12) 高橋氏前掲註(6) 論文。なお、この高橋氏の説にもとづいて小槻氏における「中世的『家』」の成立を論じたのが、遠藤氏前掲註(7) 論文であり、その成立は、鎌倉時代の文永期とされている。

(13) 『大日本史料』(東京大学史料編纂所編、東京大学出版会。以下『大日本史料』はすべて同様。) 四―補遺、建久九年(一一九八) 十月二九日条所収(谷森文書) 年月日未詳小槻隆職筆記論文。

(14) 一般名詞としての「大夫史」の語義については、中島善久氏「史大夫」小考―中世後期下級官史にみる官司請負制の展開―(『国史学』一七〇、二〇〇〇年)第一章二に、詳細な分類がある。

(15) 『統群書類従』(統群書類従完成会)第七輯上所収『小槻系図』(以下、系図①とする。)、および、『系図纂要』(名著出版)一四所収『小槻氏系図』(以下、系図②とする。))より作成。

(16) 政重の子息としては、ここで掲げたほかに三名の名が確認できる。前掲註(15)の系図①には、ほかに保兼(「貴美大臣子」)、系図②には、ほかに寛舜(「権少僧都」)・覚玄(「山 勝楽院檢校 横川別当 権律師」)の名がみられる。保兼については、管見のかぎりほかの史料で活動が確認できないこと、また僧籍の二名についても、このときの小槻氏の家の継承に関わった形跡がみあたらないので、いまは割愛して論じることとする。

(17) 『台記』(増補史料大成刊行会編、増補史料大成、臨川書店)康治三年(一一四四)三月一七日条。なお、本稿では、以下、史料の引用には、原則として常用字を使用した。

(18) 『日本国語大辞典 第二版』(小学館。以下『日本国語大辞典 第二版』はすべて同様。)[「はくい」伯夷]の項。

(19) 橋本氏前掲註(3)論文。

(20) 『玉葉』(宮内庁書陵部編、図書寮叢刊、明治書院。以

下『玉葉』はすべて同様。)建久二年(一一九二)四月二三日条。

(21) 前掲註(20)史料に、「―前略―或長者頗不堪_レ其器」、局中有_二違乱_一之時、為_レ補_二其闕_一、有_二被_レ加事_一、所謂永業被_レ副_二師経_一、―後略―とある。

(22) 永井晋氏編『官史補任』(統群書類従完成会、一九九八年。以下「官史補任」はすべて同様。)、および、同書所収「官史考証」【小槻永業】の項。

(23) 『清原重憲記(伏見宮本)』乾(東京大学史料編纂所蔵写真帳、請求記号六一七三一九四―)康治三年(一一四四)二月一七日条。なお、当該部分の記事は、『日本国語大辞典 第二版』「うちいた【打板】」の項、「うちいたの座」の用例として、活字化されている。

(24) 前掲註(13)史料、および、『壬生家文書』(宮内庁書陵部編、図書寮叢刊、明治書院。以下「壬生家文書」はすべて同様。三九、文永二〇年(一二七三)七月日小槻有家起請案。

(25) 前掲註(24)史料。

(26) 『兵範記』(増補史料大成刊行会編、増補史料大成、臨川書店。以下『兵範記』はすべて同様。保元二年(一一五七)一〇月五日条。

(27) 『官史補任』、および、同書所収「官史考証」【小槻永業】の項。

(28) 『兵範記』保元元年(一一五六)一〇月一三日条。

(29) 玉井力氏「受領巡任について」(同氏『平安時代の貴族と天皇』(岩波書店、二〇〇〇年)第四章。〈初出『海南史学』一九、一九八一年)〉。

(30) 五味文彦氏『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九二年)。

(31) 『官史補任』。

(32) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「親王任国」の項。

(33) 以上、師経の経歴については、『官史補任』による。

なお、同様に、父政重の兼官については、『官史補任』でたとると、「丹後介↓丹波介↓周防介↓能登介↓播磨介(離任)↓播磨介↓摂津守」となっている。正官と権官との差はあるが、師経の兼国は、父の先例をほぼ踏襲したものであったことがうかがえる。

(34) 『兵範記』保元二年(一一五六)八月二二日条。

(35) 『官史補任』。

(36) たとえば、人物そのものに関しては、曾我良成氏「公務小槻隆職について」(『名古屋学院大学論集』人文・自然科学篇二六一一、一九八九年)、小槻氏の成立に関して、橋本氏前掲註(3)論文、国家財政の面からは、本郷氏前掲註(10)①論文、弁官局の内部構造の再編の面からは、井上氏前掲註(8)②論文。

(37) 『自暦記』建久九年(一一九八)一〇月二九日条(『大日本史料』四一五、建久九年一〇月二九日条所収)に、「大夫史小槻隆職宿祢死去、生年六十四」とある。この記

述が正しければ、隆職は、保延元年(一一三五)生まれということになる。

(38) 『官史補任』。

(39) 『山槐記』(増補史料大成刊行会編、増補史料大成、臨川書店。以下『山槐記』はすべて同様。)応保元年(一一六一)九月十五日条。

(40) 前掲註(13)史料。なお、この書状の文書名については、第三章第三節で後述する。

(41) 『官史補任』、および、『山槐記』所収「除目部類」。

(42) 遠藤氏前掲註(9)論文。

(43) 前掲註(13)史料。

(44) 竹内理三氏「小貴族の開発領主小槻隆職」(『鎌倉遺文月報』五、一九七三年)。

(45) 前掲註(13)史料。

(46) 前掲註(15)系図②。

(47) 『官史補任』。

(48) 前掲註(13)史料。

(49) 『吾妻鏡』(黒板勝美氏編、『新訂増補国史大系』三二、吉川弘文館)文治二年(一一八六)正月七日条に、前年一二月二九日に京都で行われた任解官配流の「除書」が載せられており、「左大史小槻広房元算博士日向守年卅八」とある。この記述が正しければ、広房は、久安四年(一一四八)生まれということになる。

(50) 前掲註(37)。

(51) たとえば、『壬生家文書』二二三、年月日未詳小槻維任申状案に、「維任有^(真行)二年齡猶少之難」、季繼^二 朝賞^一畢、先祖土佐守定行者、後一条院御時、生年廿五兮被^レ抽任^一畢、維任二年之弟、情見^二 傍例、不^レ可^レ有^二 其難^一、近代之人不^レ及^二 父祖之齡、皆在^二 三^十之内、^一とある。小槻維任は、隆職の曾孫にあたる人物で、これによれば、維任は二三歳のときに大夫史となることを望んだが、若年であることを理由に却下されたという。大夫史となるのに適した年齢は、少なくとも二〇代半ば以上、父祖の時代においては、それよりもさらに年齢が高いとされているから、三〇代以上ということになる。

(52) 『官史補任』。

(53) 『玉葉』治承元年(一一七七)五月一〇日条。

(54) 『山槐記』元暦元年(一一八四)七月二八日条。

(55) 『山槐記』元暦元年(一一八四)八月二二日条。

(56) たとえば、『玉葉』元暦元年(一一八四)八月三日条には、「御即位之間雜事偏成功也、諸国之勤無^二 一塵^一云々、^一とある。

(57) たとえば、橋本義彦氏「太政官厨家について」(同氏前掲註(3) 著書第二部所収。〈初出、『書陵部紀要』三、一九五三年)、『勝山清次氏「便補保の成立について」(納官済物) 納入制度の変遷」(同氏「中世年貢制成立史の研究」(塙書店、一九九五年) 第一部Ⅱ。〈初出、『史林』五九一六、一九七六年)、『星野公克氏「太政官厨家料国と

便補保」(『史学研究』一八二、一九八九年)、本郷氏前掲註(10) ①論文、井上氏前掲註(8) ②論文。

(58) たとえば、『新訂吉記』(高橋秀樹氏編、日本史料叢刊、和泉書院。以下『吉記』はすべて同様。) 文治元年(一一八五) 一二月二九日条。

(59) 『吾妻鏡』文治二年(一一八六) 二月二日条。

(60) 五味氏前掲註(30) 著書。

(61) 『吉記』三所収「国立歴史民俗博物館所蔵広橋家吉部秘訓鈔巻四」文治五年(一一八九) 四月。

(62) 前掲註(13) 史料。

(63) この復任の次第については、曾我氏前掲註(36) 論文に詳しい。

(64) 『吉田神社文書』(茨城県史編さん中世史部会編『茨城県史料』中世編二所収) 一、(建久四年(一一九三)) 小槻隆職告文写(断簡)。

(65) ①前掲註(64) 史料、および、②『壬生家文書』三一四、年月日未詳官中便補地別相伝輩并由緒注文案。

(66) 曾我氏前掲註(36) 論文。

(67) 『吉記』養和元年(一一八一) 九月二七日条。

(68) 『玉葉』寿永元年(一一八二) 四月二七日条。

(69) 前掲註(57) の諸論文。

(70) 前掲註(65) ②史料。

(71) 『鎌倉遺文』(竹内理三氏編、東京堂出版。以下『鎌倉遺文』はすべて同様。) 八二〇、吉川半七氏旧蔵文書、建

久六年（一一九五）一二月四日太政官符。

- (72) 前掲註(71) 史料、および、『続左丞抄』一（黒板勝美氏編、『新訂増補国史大系』二七、吉川弘文館）所収、永万元年（一一六五）二月二日若狭国司庁宣案（ただし、永万元年は、六月五日から始まるので、二月二日という日付は存在しない。二月は、六月の誤写であろうか）。
- (73) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「仮名」の項（橋本義彦氏）。
- (74) 『官史補任』所収「官史考証」【小槻有頼】の項。
- (75) 前掲註(15) 系図②、および、前掲註(74)。
- (76) 『兵範記』仁安四年（一一六九）正月一日条。
- (77) 『玉葉』治承三年（一一七九）六月一日条。
- (78) 隆職と九条兼実のとの交流については、曾我氏前掲註(36) 論文、および、大関直人氏「九条兼実と実務官人―清原頼業・小槻隆職との関係を事例として―」（『鷹陵史学』四〇、二〇一四年）。
- (79) 『山槐記』所収「除目部類」養和元年（一一八一）一二月四日条。
- (80) 『東大寺統要録』「供養編」建久六年（一一九五）三月二四日（『大日本史料』四―四、建久六年三月二二日条所収）。
- (81) 『三長記』（増補史料大成刊行会編、増補史料大成、臨川書店）建久九年（一一九八）二月二六日条。
- (82) 『尊卑分脈』（黒板勝美氏編、『新訂増補国史大系』、吉

川弘文館）四所収。

- (83) 前掲註(13) 史料。
- (84) 『壬生家文書』一一九三、文和三年（北一三五四）一〇月一四日後光嚴天皇論旨。
- (85) 前掲註(13) 史料。
- (86) 東京大学史料編纂所所蔵影写本『谷森真男氏所蔵文書』（請求記号三〇七一・三六一五一）。
- (87) 林恵一氏「谷森善臣著作年譜抄出」（『書陵部紀要』二三、一九七一年）。
- (88) 前掲註(13) 史料、および、『鎌倉遺文』一〇〇六、書陵部谷森文書、年月日未詳（建久九年（一一九八）小槻隆職起請文）。
- (89) 佐藤雄基氏「鎌倉幕府の起請文と裁許―神仏と理非―」（同氏『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、二〇一四年）第六章、〈初出、「日本中世前期における起請文の機能的な研究―神仏と理非―」、『史学雑誌』一一〇―一一、二〇一一年〉）。
- (90) 佐藤氏前掲註(1) 著書一四二頁。
- (91) 佐藤氏前掲註(1) 著書。
- (92) 佐藤氏前掲註(1) 著書二二五頁。
- (93) 『自曆記』建久九年（一一九八）一〇月二三日条（『大日本史料』四―五、建久九年一〇月二九日条所収）。
- (94) 笠松宏至氏「日付のない訴陳状」考（同氏『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年）第十二章）。

(95) 前掲註(24)史料。

(96) 遠藤珠紀氏前掲註(7)論文。

(97) この問題について、遠藤珠紀氏は前掲註(7)論文において、故実の面に着目し、隆職の子息国宗が打ち立てた儀礼の作法に対し、大宮流(広房の家筋)が独自の立場をとった点を指摘しておられる。

〔付記〕 成稿にあたり、東京大学史料編纂所教授高橋敏子氏より、ご教示を賜りました。ここに記して深謝致します。

(院三三回生、東京大学史料編纂所技術補佐員

〈研究支援推進員〉)